

原子力災害医療関係者における 保健医療福祉調整本部活動の整備について

令和7年度原子力災害対策実効性向上等調査研究事業委託費(複合災害時における原子力災害医療派遣チームの保健医療福祉活動に係る体制整備に関する調査)事業

福島県立医科大学

長谷川 有史

厚生労働省厚生科学審議会健康危機管理部会

2026年3月23日 厚生労働省

原子力災害医療の体制整備を巡る背景

1999年 JCO臨界事故:少数・重症の被ばく患者への医療提供体制

2011年 福島事故:被ばく医療体制と一般救急・災害医療体制の解離

- 搬送の遅れ
- 避けれたはずの避難による死

2012年 原子力災害対策指針

- 平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくこと

2015年 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件

- 福島事故の教訓を踏まえ、
- 従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用し
- 救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するような原子力災害医療体制を構築
- 原子力災害医療派遣チーム

連携に関する
具体的な体制整備
は発展途上

原子力災害医療の位置づけ

厚生

労働

一般救急
・災害医療

原子力災害医療
特殊災害医療

危険有害業務

報告書整理の基本方針

原子力災害から
歩み寄る
共通点を探る

連携を
構築する

医療
のみならず
福祉・保健と

- 原子力災害医療体制においては、
 - 一般救急・災害医療システムとの整合性を図る。
- 原子力災害医療派遣チームの活動においては、
 - 保健医療福祉調整本部、活動拠点本部、活動現場において他の保健医療福祉支援チームとの連携を図る。
 - 活動時の安全管理を、労働衛生・産業保健の観点から提案する。

方法

1. 一般災害時・原子力災害時の指揮命令系統に関する全国調査
 - (1) 災害時の指揮命令系統について
 - (2) 原子力災害医療派遣チームの安全管理について
2. 過去の研究結果、報告資料の検証
 - 令和5年度原子力災害対策実効性向上等調査研究事業委託費(原子力災害対策重点区域内等における原子力災害医療派遣チームの活動に関する調査)事業報告書, 弘前大学, 2024
 - ほか
3. 実動訓練における活動内容の実践と検証
 - 令和7年度大規模地震時医療活動訓練、令和7年9月5～6日
 - 令和7年度原子力災害医療派遣チーム派遣調整・通信訓練、令和7年10月31日
 - 令和7年度福島県原子力防災訓練原子力災害医療活動訓練、令和7年11月1日
 - 令和7年度福島県原子力防災訓練災害対策本部活動訓練、令和8年1月26日
 - 令和7年度静岡県原子力災害医療訓練、令和8年1月31日
4. 労働衛生・産業保健専門家への一部業務委託

現状について

原子力災害医療派遣チーム

- 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護関係者を各1名以上、かつチームとして4名以上で編成。
- 原子力災害医療派遣チームの出動先は、原子力災害時に被災した立地道府県等内の原子力災害拠点病院や原子力災害対策重点区域内の医療機関を基本とする。
- チーム員の知識・技能等災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害及び放射線防護の知識を有する。放射線防護関係者は、放射線測定に関する技術を有する。

原子力災害医療調整官

- 救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等として、災害時には自らを長とするグループを組織し、立地道府県等が設置する災害対策本部内に所属する。
- 立地道府県等、国及び原子力災害医療・総合支援センター等との間で、原子力災害医療派遣チームの派遣及び活動場所の確保、傷病者等の搬送等に関する調整を担う。
- 原子力災害警戒事態が発生した場合に、原子力統合防災ネットワークシステムを用いて、担当する支援センターと速やかに連絡を取る。

提案：レベル毎の連携の在り方（赤字は提案・仮称）

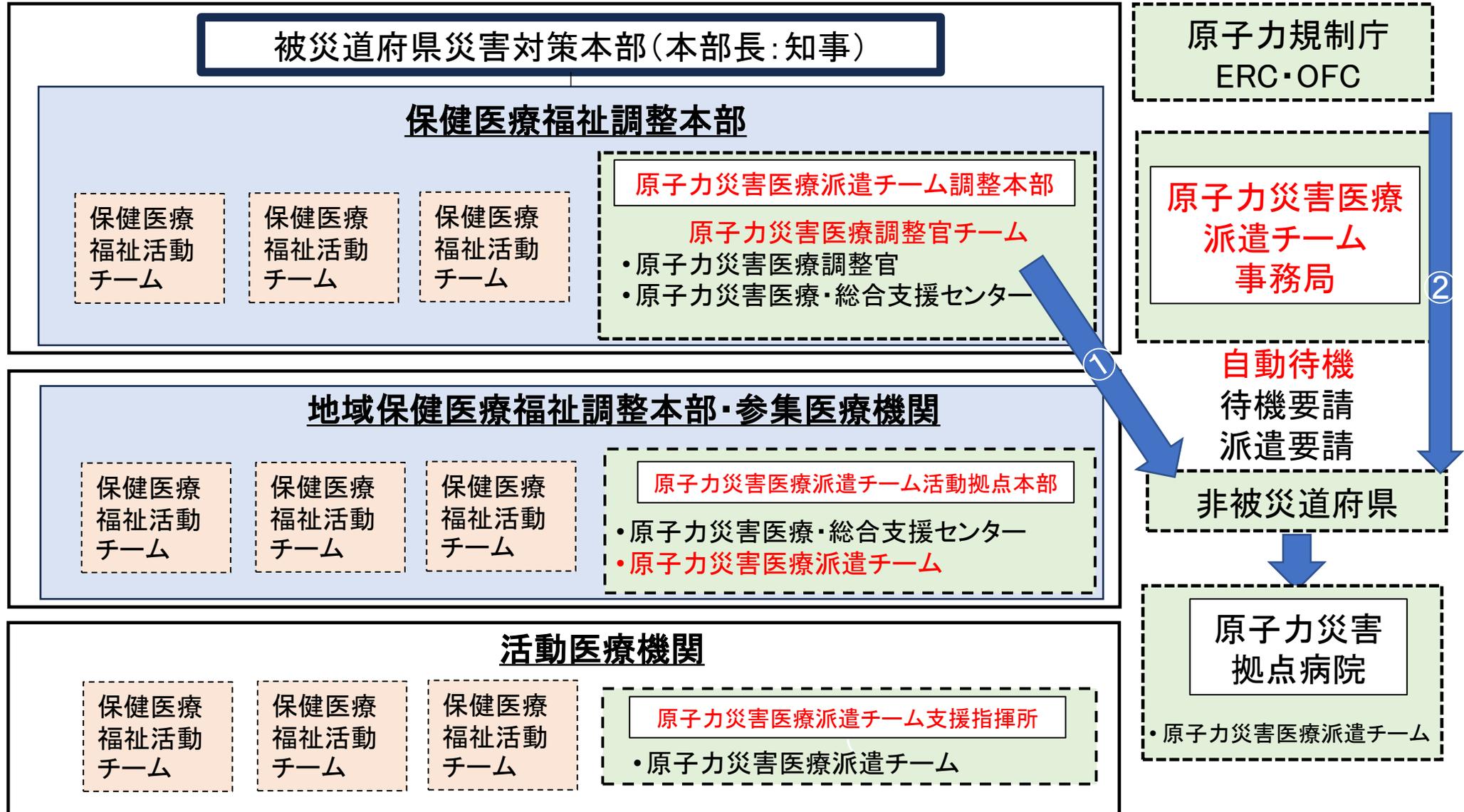
【被災道府県】

【原子力規制庁】

【本部レベル】

【地域レベル】

【活動現場レベル】



② 国が派遣チーム出動を必要（要綱2頁）と判断した場合

原子力災害医療調整官チーム(仮称) (赤字は提案)

役割

- 原子力災害医療派遣チーム調整本部運営
- 法令・要綱に定められた役割
 - 被ばく・汚染傷病者を搬送する医療機関の選定と消防・医療機関への指示
 - 安定ヨウ素剤配布場所の指定
 - 避難退域時検査場所の指定
- 原子力災害医療派遣チームの
 - 待機準備・待機要請・派遣要請・派遣後の活動・撤収業務調整
 - その他原子力災害時の医療ニーズに対する対応(医療中継拠点場所の指定ほか)
- 関連機関との連携
- チーム内で定期的に情報共有会議
- NISSを介したOFC・ERCへの報告

構成

①原子力災害医療調整官(行政関係担当)

救急医療、災害医療に加え原子力災害医療の体制に詳しい医療行政担当責任者等であり、例えば、立地道府県等における医師の資格を有する、担当部次長または課長などが該当するものと考えられる。

②原子力災害医療調整官(救急・災害医療関係担当)

①と同様の実務経験医師

③調整官補佐

上記①②に的確な情報を提供出来る者

④調整官事務

上記①②のロジスティック業務を支援する者

※③④: 消防・警察・自衛隊などの保管組織、電気事業連合会、原子力事業所リエゾン、高度人材、及び原子力災害医療・総合支援センター所属者



本報告の次年度以降の展開

訓練等を通じた報告書内容の
実運用・検証と継続的改善

「原子力災害医療版；保健医療福祉
本部におけるマネジメントの進め方」
の編集

